

第4章 子ども・子育て支援の取組

方向性 I

子どもが元気に明るく育つ環境をつくります

基本施策 1 - 1 教育・保育環境の整備

【現況と課題】

乳幼児人口の増加や共働き家庭の増加に加え、育児と仕事を両立できる制度が充実してきたことに伴い、保育所の利用ニーズが高まっています。

平成27年度と令和元年度の比較で保育所等入所希望者は3,713人から5,228人に増加し、保育ニーズ率も43.3%から47.9%に上昇しています。年齢別の保育ニーズ率は、3～5歳よりも1・2歳が高くなっています。

3～5歳の保育ニーズ率と幼稚園の入園率を比較すると、平成27年度は5ポイント程度保育ニーズ率が高かったのが、年々保育ニーズ率が上がり、平成31年度では幼稚園の入園率が35.3%、保育ニーズ率は52.8%で17.5ポイントの差となっています。

このような保育ニーズの高まりを受け、平成27年度から令和元年度までの5年間で認可保育所を19施設整備し、定員を1,421人増やしてきましたが、平成31年4月1日現在の待機児童は197人となっており、依然として課題となっています。なお、幼稚園入園者数も、大幅な伸びは見られないものの、乳幼児人口の増加に伴い5年間で1,614人から1,817人に伸びています。

■ 保育所・幼稚園等入所状況（再掲）

平成27年度

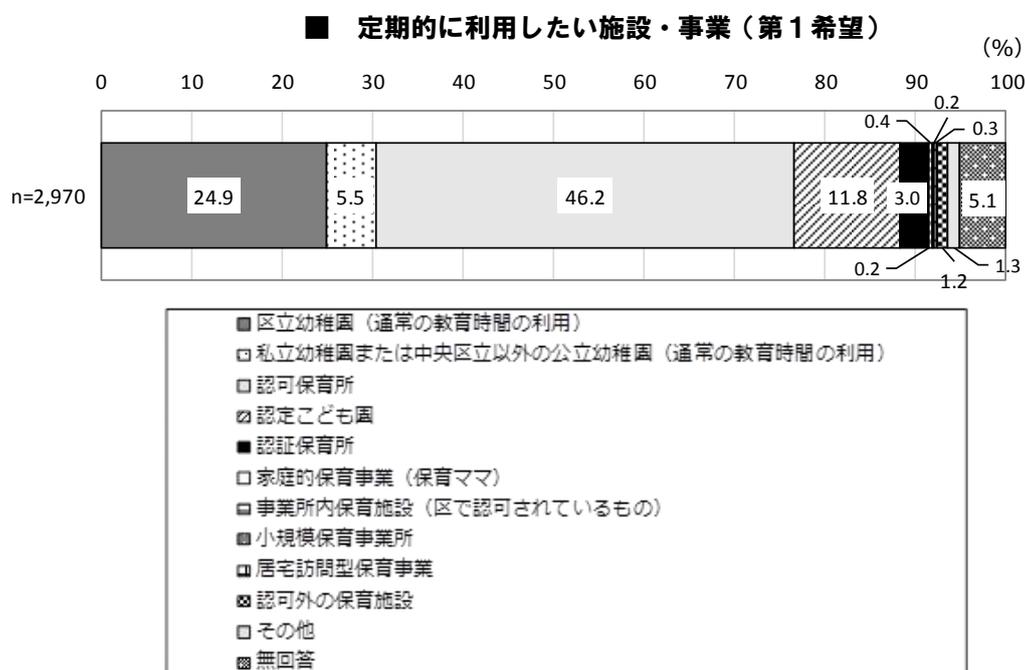
学 齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
乳幼児人口 0歳～5歳 A	1,799人	1,568人	1,427人	1,325人	1,269人	1,184人	8,572人
	2,995人		3,778人				
保育所等入所者数 B	358人	1,439人			1,797人		3,594人
待機児童数 C	37人	82人			0人		119人
小計 D(B+C) 入所希望者数	395人	1,521人			1,797人		3,713人
保育ニーズ率 D/A	21.9%	50.8%			47.6%		43.3%
幼稚園等入園者数 E	—	—	—		1,614人		
入園率 E/A	—	—	—		42.7%		

平成31年度

学 齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
乳幼児人口 0歳～5歳 A	1,973人	1,959人	1,843人	1,835人	1,764人	1,551人	10,925人
	3,802人		5,150人				
保育所等入所者数 B	429人	1,885人			2,717人		5,031人
待機児童数 C	48人	149人			0人		197人
小計 D(B+C) 入所希望者数	477人	2,034人			2,717人		5,228人
保育ニーズ率 D/A	24.2%	53.5%			52.8%		47.9%
幼稚園等入園者数 E	—	—	—		1,817人		
入園率 E/A	—	—	—		35.3%		

また、ニーズ調査によると、定期的にご利用したい施設や事業として、「認可保育所」、「区立幼稚園（通常の教育時間の利用）」、「認定こども園」の順で希望が多くなっています。

今後も保育施設等のさらなる定員拡大を図るとともに、教育・保育環境の整備を推進する必要があります。



【取組の方向性】

- 待機児童の解消や潜在的な保育ニーズに対応できるよう、保育施設や認定こども園の整備を促進し、保育定員の拡大・確保に努めます。
- 育児休業後から円滑に保育施設を利用できる環境を整えていきます。

【主な事業】

1. 保育環境の整備

(1) 保育施設の整備

【担当課：保育計画課】

乳児人口の増加や共働き世帯の増加等により、保育所の需要が増加しているため、認可保育所を中心に保育施設の整備を進めます。

現況（令和元年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
保育所等定員数 0歳：人 1～2歳：人 3～5歳：人 ※認可保育所・認定こども園・認証保育所・地域型保育事業の合計 (R1.10.1現在)	保育所等定員数 0歳：人 1～2歳：人 3～5歳：人 ※認可保育所・認定こども園・認証保育所・地域型保育事業の合計

(2) 施設整備以外の保育事業等

【担当課：保育計画課、子育て支援課】

平成29年度から、集団保育が難しい医療的ケアが必要な子どもに対し、乳幼児の居宅において保育者による1対1の保育を行う居宅訪問型保育事業（障害児向け）を行っています。

また、令和元年度から、認可保育園に入れなかった方を対象に居宅に訪問して1対1で保育を行う居宅訪問型保育事業（待機児童向け）を導入し、施設整備以外の保育事業により、保育定員の拡大を図っていきます。

現況（令和元年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
居宅訪問型保育事業（障害児向け）：4人 居宅訪問型保育事業（待機児童向け）：10人 (R1.10.1現在)	

■認証保育所保育料補助等

認証保育所に子どもを預けている保護者の経済的負担を軽減するため、保育料の一部を補助します。認可施設との差額補助の上限額を5万円とし、負担する月額保育料の認可施設との差額が概ね1万円以内となるよう補助します。

幼稚園や認可外保育施設等に対しても、幼児教育・保育無償化に対応した給付制度を実施していきます。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
保育料補助件数：延べ 5,056件	引き続き認証保育所保育料の一部補助を実施します。 幼児教育・保育無償化に対応した給付制度を実施していきます。

(3) 育児休業後の保育施設の確保

【担当課：子育て支援課】

0歳児の子どもの保護者が、保育所等への入所時期を考慮して、育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、育児休業満了時（原則1歳到達時）から円滑に保育施設を利用できるような環境を整えていく必要があります。

育児休業取得後にできる限り入所しやすくなるよう、1歳児クラスから定員設定の認可保育所整備を進めていきます。

また、新規開設の認可保育所において、空きが出る5歳児クラスの枠を活用し、1年間限定で1歳児の保育を実施します。（期間限定型保育事業）

現況（令和元年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
期間限定型保育事業（5歳児クラスの空きを利用し1歳児の保育を実施） 実施認可保育所：2園 1歳児定員：7人 (R1.10.1現在)	

2. 教育・保育の一体的提供

(1) 認定こども園の整備

【担当課：学務課・学校施設課・保育計画課】

幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、教育・保育を一体的に行う認定こども園を整備します。保護者の就労状況に関わらず子どもを受け入れていきます。

現況（令和元年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
保育所型認定こども園の整備（1園） ・城東小学校改築に伴う認定こども園 幼保連携型認定こども園の整備（2園） ・阪本こども園（仮称）整備（工事） ・晴海四丁目複合施設内認定こども園（基本設計）	保育所型認定こども園の整備（1園） ・城東小学校改築に伴う認定こども園 （令和5年4月） 幼保連携型認定こども園の整備（2園） ・阪本こども園（仮称）開設（令和3年4月） ・晴海四丁目認定こども園（令和5年4月）

3. 教育環境の整備

(1) 小・中学校の整備

【担当課：学校施設課】

既存校舎の老朽化と今後の児童数の増加に対応するため、小学校2校を改築します。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会後の選手村跡地の開発に伴う児童・生徒数の増加に対応するため、晴海五丁目に小学校と中学校を整備します。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
<ul style="list-style-type: none">・ 阪本小学校改築（改築工事）・ 城東小学校改築（改築工事）・ 晴海五丁目小学校・中学校整備（基本設計）	<ul style="list-style-type: none">・ 阪本小学校改築工事竣工（令和2年5月予定）・ 城東小学校改築工事竣工（令和4年8月予定）・ 晴海五丁目小学校・中学校整備工事竣工（令和5年2月予定）

基本施策 1-2 教育・保育内容の充実

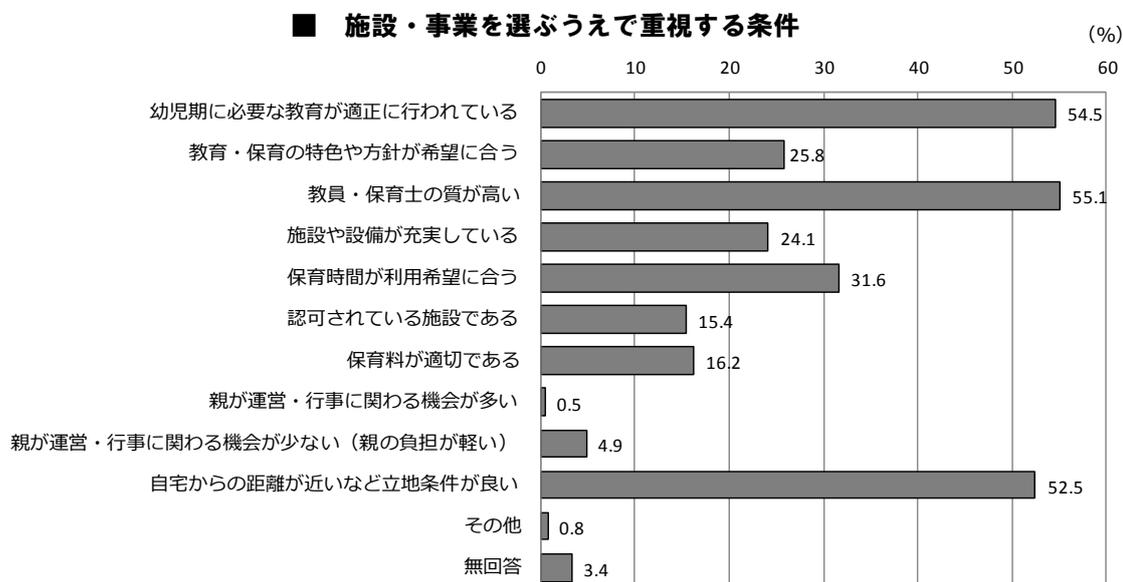
【現況と課題】

平成 27 年に子ども・子育て支援新制度が施行され、また保育ニーズが増加しているなど、保育をめぐる状況は大きく変化しています。また、ニーズ調査によると、施設・事業を選ぶ上で「教員・保育士の質が高い」ことや「幼児期に必要な教育が適正に行われている」ことを重視している状況がみられます。本区では待機児童を解消する取り組みとして保育施設の整備を進めていますが、量を確保するだけでなく、保育の質の確保に取り組んでいきます。

私立認可保育所等に対し、園長経験者等による巡回によりアドバイスをを行うほか、目的にあった研修を行うなど、保育内容の質の向上・充実の推進を図るだけでなく、保育士の処遇改善やICTの活用等により負担軽減や業務の効率化を図るなど、保育士確保のための支援を積極的に行っていきます。

また、平成 29 年に幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領が改定され、保育所保育においても積極的に幼児教育を行うことが位置づけられました。本区でも保育所と幼稚園において保育・教育内容を共有し、小学校教育との接続をより円滑にするために「保幼小の接続期カリキュラム」を作成し取り組んできました。今後も、保幼小の連携を図り、子どもたちがどのような環境でも、のびのびと自分を発揮できるよう指導に取り組んでいくことが重要です。

幼児期における教育は、幼児の主体的な活動としての遊びを通して、「生きる力」の基礎を育てていきます。そのことが、小学校以降の教育の「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」からなる「生きる力」につながっていきます。



n=2,970

資料：平成 30 年中央区子育て支援に関するニーズ調査結果（就学前児童対象調査より）

【取組の方向性】

- 保育の質の向上・充実を図るため、巡回や研修を通して保育士に対し支援・指導を行っていきます。また、保育士の処遇改善等に取り組むなど働きやすい環境づくりに努め、保育士確保につなげていきます。
- 「保・幼から小」「小から中」への円滑な接続を図り、就学前教育から義務教育にいたる学びの連続性を確保するため、すべての教育・保育施設において教育・保育を一体的に提供するとともに、教育・保育士等の資質向上、交流・連携を推進します。
- 次代を担う子どもたちが「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」からなる「生きる力」を身に付けるための保育の質の確保や教育内容の充実を図ります。

【主な事業】

1. 保育の質の確保

(1) 保育園巡回支援・指導検査

【担当課：子育て支援課】

私立保育所等に対し、保育士等による定期的な巡回支援を行うとともに、子ども・子育て支援法に基づいた指導検査を実施し、保育の安全性の確保と質の向上に取り組めます。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標	
(1) 巡回支援	定期的な巡回をすることにより、保育内容や安全性の確認をするとともに、質の確保・向上に取り組めます。 また、多様化する保育施設の実態を把握し、認可外保育施設の指導検査にも取り組み、中央区全体の保育水準の向上を図ります。	
私立認可保育所（36園）		362回
小規模・事業所内保育所（3園）		27回
家庭的保育事業所（3事業所）		26回
認証保育所（14園）		127回
区立・公設民営保育所（16園）		142回
都巡回指導同行（34施設）		36回
(2) 指導検査		
私立認可保育所（16園）		16回
※都との合同検査2回（2園）を含む		
小規模・事業所内保育所（3園）		3回
家庭的保育事業所（3事業所）		4回
都検査立会い 認可保育所（1園）		1回
都検査立会い 認証保育所（1園）	1回	
都検査立会い 認可外保育所（6園）	6回	

(2) 保育士への支援

【担当課：子育て支援課】

保育士確保のために保育士等の処遇の改善やキャリアアップに向けた取組に要する費用、保育士等職員の宿舎として民間賃貸物件を借り上げた場合の費用及び保育士の負担軽減や業務効率化を図るために ICT 化の導入をした費用などについて、事業者が負担した場合には費用の一部を補助するなど、保育の質の向上を図るとともに保育士確保の支援を行っていきます。

また、各園の課題に合わせた研修等を行い、保育内容の充実や保育の質の確保・向上を図っていきます。

現況（平成 30 年度実績）	最終年度（令和 6 年度）目標
<ul style="list-style-type: none"> ・キャリアアップ補助金（公設民営含む） 54 園 ・保育士等職員宿舎借上支援事業補助金（公設民営園を含む） 37 園 ・保育士資格取得支援事業補助金（合格者なし） ・ICT 推進事業補助金 8 園 ・実務研修（区立・私立認可保育所等。保育士、看護師、調理員対象） 12 回 ・私立園一日研修 6 園 ・私立園歳児別研修 2 回 	<p>引き続き保育士確保のために対応した事業を実施します。</p> <p>また、保育士一人ひとりの意欲を高め、専門性の向上につながる研修を継続しておこないます。</p>

(3) 教育・保育における安全対策

【担当課：子育て支援課・指導室】

幼稚園や保育所、地域型保育事業等を利用する児童の安全を確保するため、事故発生防止の措置や事故発生時の対応、再発防止の取組を促進していきます。

現況（平成 30 年度実績）	最終年度（令和 6 年度）目標
<ul style="list-style-type: none"> ・各施設・事業者ごとに安全確保策を策定、実施 ・死亡事故や治療に要する期間が 30 日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故等が発生した場合、区への速やかな報告を行うとともに、区は都を通じて国に報告 ・区内認可保育所、家庭的保育事業、小規模・事業所内保育所、認証保育所において巡回指導を実施 ・私立認可保育所、小規模・事業所内保育所、家庭的保育事業において指導検査を実施 	

(4) 遊びや活動の場の確保

【担当課：子育て支援課・スポーツ課】

私立認可保育所に対し、区立保育所のプール・園庭の開放および区内の運動場等を開放し、交流による集団遊びの経験を広げ、子どもの成長・発達を促す環境づくりを進めていきます。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所園庭開放、プール貸し出し 18園 ・ 学校校庭、体育館貸し出し 13校 57園 （私立園の運動会利用） ・ 十思スクエア小ホール利用 延べ 699人 ・ 浜町運動場利用 延べ 3,686人 ・ 月島運動場利用 延べ 3,020人 	

(5) 多様な主体の参入促進

【担当課：保育計画課・子育て支援課】

本区では平成20年度より民間企業（株式会社）が運営する私立認可保育所の開設支援を開始し、現在までに社会福祉法人、学校法人の運営園を含む30園の整備を進め、待機児童解消に努めています。

また、担当課に保育士経験を持つ職員を配置するなど、保育所や地域型保育事業の新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、実地支援、相談・助言等を行っています。

現況（令和元年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
私立認可保育所数：42園 【運営主体】 社会福祉法人 5園 学校法人 1園 株式会社 35園 有限会社 1園 (R1.10.1現在)	引き続き、私立認可保育所等の開設支援に努めるとともに、こども園の導入を推進していきます。本区において新規に参入する事業者へ指導・監督・助言等を行う体制づくりを推進していきます。

2. 教育・保育の一体的提供体制の確保

(1) 保幼小の連携

【担当課：子育て支援課・指導室】

幼児期の学校教育・保育の一体的提供に関しては、ソフト面での充実を図ることとし、教育・保育士の指導力の向上、保・幼・小の連携強化の一層の充実を図り、その成果を保育所・幼稚園、小学校それぞれの現場での実践に生かすことにより、「幼・保から小」「小から中」への円滑な接続を図り、就学前教育から義務教育にいたる学びの連続性を確保します。

現況（平成 30 年度実績）	最終年度（令和 6 年度）目標
保幼小における合同連絡会・研修会の実施 連絡会：2 回 研修会：4 回 保幼小連携推進委員会の実施 6 回	保幼小連携推進委員会では、保幼小の接続・連携の課題解決に向けて検討を行い、必要に応じて指導資料集等の作成を行います。

3. 教育内容の充実

(1) 学力・豊かな心・健康、体力

【担当課：指導室】

小学校以降の教育では、基礎的・基本的な学習内容の習得とその活用を図ることで、思考力・判断力・表現力等を身に付けます。

幼児教育では、幼児が主体性を発揮しながら興味をもって環境にかかわることによって様々な活動を展開し、いろいろな物事に対する関心・意欲を喚起します。このことは小学校以降の学習や生活を確かなものとするための関心・意欲や態度に結び付きます。

そのために、「幼保から小」への円滑な接続を図り、学びの連続性を踏まえた教育を展開していきます。

互いの人権を尊重する意識や他者を思いやる心、社会のルールを守る意識を形成するために、乳幼児期では、日々の生活の中で、幼児自身が集団生活や友達との遊びの中で様々な決まりがあることに気付き、その意味や必要性を幼児なりに理解していくことで、規範意識の芽生えを醸成します。また、共通の目的に向かって、友達と試行錯誤しながら遊びを進めていくことで、他者と協同して活動を進めていく楽しさを味わえます。

このことに関する教育を推進することにより、小学校以降の教育において、集団の中で決まりを守って様々な人と関わりながらともに生活や学習を進めていく素地になります。

現況（平成 30 年度実績）	最終年度（令和 6 年度）目標
<p>【学力】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学習力サポートテスト等の結果分析に基づく授業改善 ・ 区独自の講師を活用した少人数指導・習熟度別指導や補習講座の実施 ・ 就学前教育から義務教育 9 年間に至る学びの連続性を確保するための交流や情報交換等 <p>【豊かな心】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育活動全体を通じた人権教育の推進 ・ 道徳の時間を中心に教育活動全体を通じた道徳教育の実施 ・ 道徳授業地区公開講座の実施 ・ 命と心の教育の推進 <p>【健康、体力】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健学習やマイスクールスポーツ、運動部活動等の日常的な運動に関する取組の実施 ・ 「小中学校児童・生徒体力調査」の実施 ・ 全小学校における体育指導補助員及び中学校部活動外部指導員の配置 ・ 食育の授業の実施 	<p>【学力】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種学力テストを活用した継続した授業改善 ・ 非常勤講師等を活用した個に応じた指導の充実 ・ 幼稚園・保育園等、小学校、中学校の連携強化 <p>【豊かな心】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者・地域と連携した人権教育、道徳教育の充実 ・ 自殺防止を含めた命と心の教育の充実 <p>【健康、体力】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康づくりや体力づくりの推進 ・ 「小中学校児童・生徒体力調査」を活用した体力向上の取組の充実 ・ 体育指導補助員・中学校部活動外部指導員配置の継続 ・ 食育推進事業の充実

基本施策1-3 子どもの居場所づくり

【現況と課題】

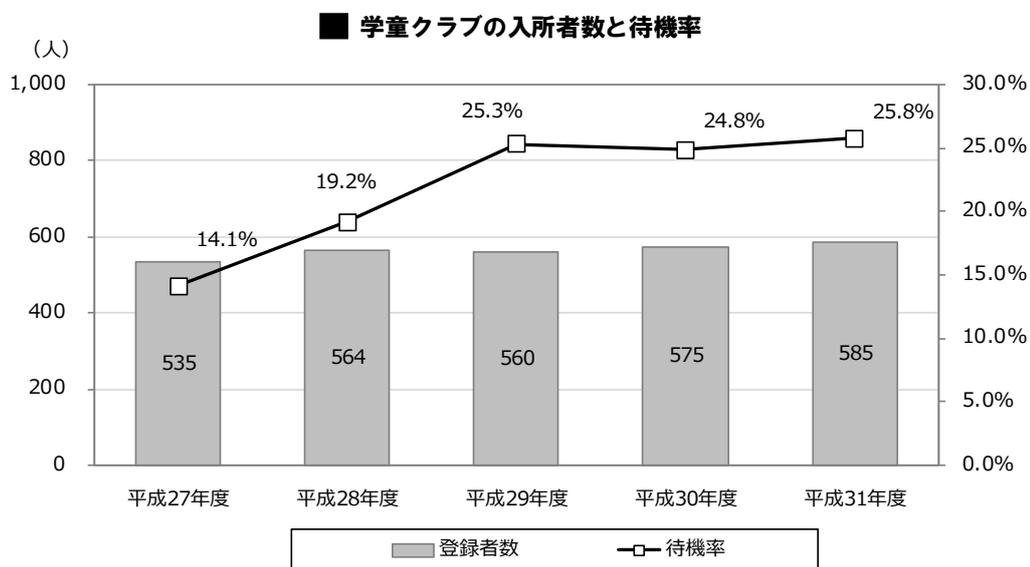
核家族化や地域コミュニティの変化等により、地域で子育てを支えることが困難になってきています。また、都市化の進展に伴い、身近な原っぱや広場が失われたり、ゲーム機などの普及により、屋内や一人で遊ぶ子どもが増加しています。学齢期にある子どもたちにおいては、基本的な生活習慣や社会的なマナーを身につける時期であり、子ども自身の成長のために、身近な地域の人々や異年齢の子どもたちと交流する機会や場を提供することが重要です。

また、ニーズ調査から放課後の過ごし方の希望をみると、低学年では、「子どもの居場所『プレディ』」や「学童クラブ」に高いニーズがみられます。

中央区では、地域の子どもの健全な遊び場として児童館を8カ所整備するとともに、その施設内に学童クラブを設置し、共働き家庭等の子どもに遊びや生活の指導を行う環境整備を推進してきました。また、保護者の就労の有無にかかわらず、放課後や土曜日などに児童が安全に安心して過ごせる「子どもの居場所『プレディ』」を小学校12校で展開しています。

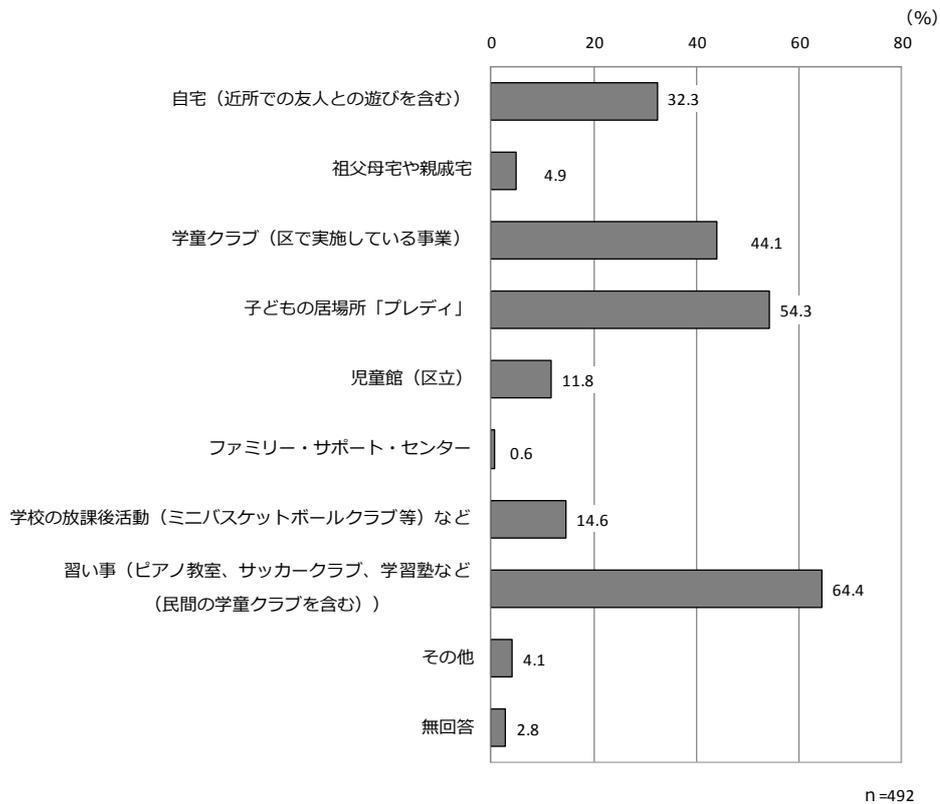
放課後の過ごし方にとどまらず、子どもの生活の多くの場面で、地域の人々の協力や参加を得ながら、さまざまな人々と触れ合い、社会的視野を広げつつ成長できるような環境づくりを行っていく必要があります。

なお、子どもの居場所づくりの充実に関する取組については、国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づく事業計画として、本計画の中で一体的に策定しています。



※各年4月1日現在

■ 小学校低学年時の平日の放課後に希望する居場所



資料：平成 30 年中央区子育て支援に関するニーズ調査結果（就学前児童対象調査より）

【取組の方向性】

- 子どもの放課後の居場所として、地域のなかで子どもたちが安全に安心して過ごせる場所の提供を促進します。
- 特別な配慮を必要とする児童については、学童クラブと子どもの居場所「プレディ」が相互に連携し、子どもに適した居場所を提供していきます。
- 将来、地域活動を担うボランティアの育成や活動を推進します。

【主な事業】

1. 子どもの居場所づくり

(1) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

【担当課：子ども家庭支援センター】

放課後帰宅しても保護者が就労等により家庭にいない児童のために、適切な遊びや生活の場を提供して、その健全育成を図る事業です。平日の放課後の他、土曜日、夏休み等の長期休業中に実施します。

現況（令和元年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
クラブ数：13 定員数：510人 暫定定員数：75人 入所者数：585人 (H31.4.1現在)	クラブ数：13 定員数：人 暫定定員数：人 ※ 暫定定員数：当該年度の応募状況により、暫定的に拡大する定員枠 <量の見込みと確保方策>

(2) 放課後子供教室（プレディ）

【担当課：庶務課】

子どもたちの健全育成を図るため、保護者の就労にかかわらず、放課後や土曜日、夏休み等の長期休業中などに学校施設を活用し児童が安全に安心して過ごせる「子どもの居場所」を確保するための事業を実施します。

現況（令和元年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
実施校数：12校 利用登録者数：3,074人 (H31.4.1現在)	実施校数：12校 利用登録者数：人 <量の見込みと確保方策>

(3) 児童館運営

【担当課：子ども家庭支援センター】

区内の18歳未満の児童に健全な遊び場を提供し、健康の増進と豊かな情操を育てることを目的として、区内8カ所に児童館を設置しています。

児童を対象としたさまざまな行事を実施するほか、あかちゃん天国、乳幼児クラブ、学童クラブなどの事業を行うとともに、保護者の子育てに関する相談や児童からの相談を受けています。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
8館 児童館利用者数：657,753人	乳幼児から中高生までのさまざまなニーズに対応した柔軟な運営を図っていきます。

■児童館でのボランティア活動の推進

児童館の行事などを、子どもの健全育成活動を行う青少年対策地区委員会や民生・児童委員など各地域の方の協力により実施しています。また、あかちゃん天国で小学生等が乳幼児のお世話をするキッズボランティアを実施するなど、ボランティア活動を推進します。

現況（平成 30 年度実績）	最終年度（令和 6 年度）目標
キッズボランティア参加者数：726 人	引き続き児童館行事等を通じてボランティア活動を推進していきます。

基本施策2-1 妊娠から子育て期まで安心して過ごすための支援

【現況と課題】

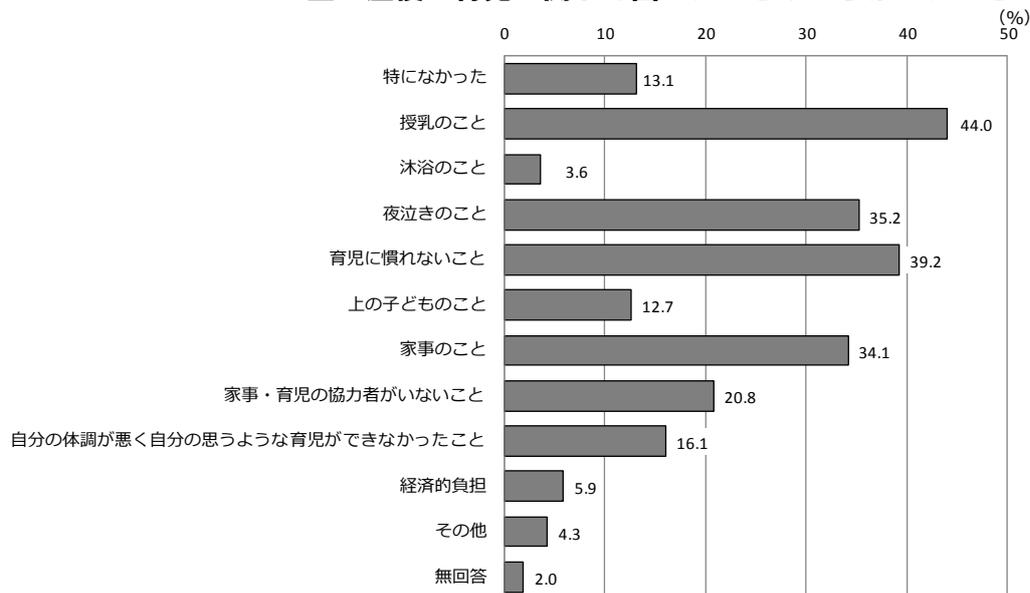
本区の0～5歳児人口は、平成31年4月1日現在で11,302人を数え、平成21年4月1日時点の5,806人から10年間で1.95倍に増加しています。さらに、本計画における人口推計では、令和6年に13,722人に達することが見込まれ、母子保健に関する施策は今後も重要な取組として継続していく必要があります。また、核家族化の進行等により子育てに関する知識や経験のないままに妊娠・出産・育児を迎える親が増えています。加えて、妊娠・出産時は、体調や気持ちの変化から、身体的、精神的に不安定になりがちな時期でもあります。妊娠・出産・育児に関し母親が不安を感じることなく、健康を維持しながら育児を楽しみ、また、同時に子どもが心身ともに健やかに成長していくことは大変重要です。

ニーズ調査からは、産後の育児に関して、8割以上の方に何らかの悩みがある状況がみられます。

中央区では、新生児等訪問指導等による母子の状況把握、妊婦健康診査や各種の乳幼児健康診査や食育などの講習会により育児不安の解消を図るとともに、プレママ教室やパパママ教室のほか相談支援等の取組を実施し、子育ての正しい知識や子どもの事故防止の普及啓発、出産・子育てに向けた仲間づくりなど保護者の子育てする力の向上について取り組んでいます。

このような母子保健事業について、ニーズ調査では認知度は高く、事業の利用にもつながっています。今後も妊娠・出産期から子育てに至る時期まで支援を行い、親子とその家族が安心して過ごせるための取組が必要です。

■ 産後の育児に関して困ったことやつらかったこと



n=2,970

資料：平成30年中央区子育て支援に関するニーズ調査結果（就学前児童対象調査より）

【取組の方向性】

- 子育てに対する不安感や孤立感の解消をより一層推進するため、関係機関との情報共有・連携を強化することに加え、妊娠・出産期から子育てに至る時期までのきめ細やかで一貫した支援体制の充実を図ります。
- 母子保健分野と子育て支援分野が連携し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行うための仕組みづくりを進めます。

【主な事業】

1. 妊娠・出産に関する支援

(1) 妊婦健康診査

【担当課：健康推進課】

母体や胎児の健康を守るために必要な妊婦健康診査を医療機関に委託して実施します。そのうち、妊娠確定後の検査（最大14回：国基準）・超音波検査・子宮頸がん検診の費用の一部等を助成します。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
＜妊婦健診受診件数＞ 1回目：2,124件 2～14回目：20,910件 超音波検査：1,910件 子宮頸がん検診：1,890件	国が示す妊婦健診の実施基準を踏まえ、検査項目等に検討を加えながら、妊婦健康診査を実施していきます。

(2) 母子健康教育（プレママ教室・パパママ教室）・産後ケア（宿泊型）事業

【担当課：健康推進課】

プレママ教室、働く女性のためのプレママ教室、パパママ教室など、出産準備のための講座を実施することにより、妊婦の健康や妊娠中の不安解消、子育てに関する知識の普及や仲間づくりなど、保護者の子育てする力の向上に取り組めます。

また、家族から出産後の支援が受けられず、体調不良や育児不安などが認められる母親とその子に対し、母親の育児に対する負担感の軽減を図るため、宿泊型の産後ケアを実施します。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
プレママ教室：10回、延べ585人 働く女性のためのプレママ教室：7回、145人 パパママ教室：24回、1,205人	引き続き、プレママ教室、働く女性のためのプレママ教室、パパママ教室を実施することにより、保護者の子育てする力の向上に取り組んでいきます。
産後ケア（宿泊型）事業利用者 347組	引き続き、産後ケア事業を実施することにより、出産後の母親の育児に対する負担感の軽減に取り組んでいきます。

(3) 乳児家庭全戸訪問事業（新生児等訪問指導）

【担当課：健康推進課】

生後 28 日以内の新生児および 4 カ月までの乳児を対象に、保健師および委託訪問指導員（保健師、助産師等）が訪問し、乳児の体重測定や健康状態の確認、育児相談を行うとともに、母親のこころの健康状態の把握に努めます。

現況（平成 30 年度実績）	最終年度（令和 6 年度）目標
出生数：2,109 人 訪問率：81.4% 把握率：99.95%	出生数（0 歳児人口推計）：＜量の見込みと確保方策＞ 生後 28 日以内の新生児及び 4 カ月までの乳児を対象に実施します。

2. 子どもの健康推進

(1) 乳幼児健康診査・乳幼児健康相談（フリー乳健）

【担当課：健康推進課】

乳幼児の成長・発達の状態を判断し、健全な育成を図るため健康診査を実施するとともに、健康上問題のある場合は早期の治療につなげます。また、健診未受診者については状況把握を徹底し、支援が必要と考えられる家庭について、関係機関と連携しながら対応します。

乳幼児健康相談（フリー乳健）では、乳幼児の成長、発達、育児、食事に関する相談に医師、保健師、管理栄養士などが応じ、適切な相談支援を行います。

現況（平成 30 年度実績）	最終年度（令和 6 年度）目標
乳幼児健康診査 3～4 カ月児健康診査：1,951 人 1 歳 6 カ月児健康診査：1,789 人 3 歳児健康診査：1,764 人	引き続き、乳幼児健康診査を実施することによる健康支援に加え、健診未受診者の状況把握についても充実し、育児不安の更なる解消を図っていきます。
乳幼児健康相談：48 回、3,661 人	引き続き、相談支援の取組を実施することにより、保護者が抱える悩みや不安を解決・軽減し、子育て支援に取り組んでいきます。

■子どもの事故予防対策

【担当課：健康推進課】

乳幼児健康診査では、事故の経験有無などを個別に聞き取り、適切な助言を行っています。また、各種イベントや子育て支援講習会を活用し、子どもの年齢に応じて、起こりやすい事故の特徴や対策について広く周知しています。

現況（平成 30 年度実績）	最終年度（令和 6 年度）目標
子育て支援講習会「子どもの事故予防と応急手当」：2 回、27 人 乳幼児健康診査等における事故予防教育： <div style="text-align: right;">5,195 人</div> 保健所・保健センター・子ども家庭支援センターでのパネル展示	乳幼児健康診査等における集団教育や講習会の実施により、引き続き発達段階に応じた事故防止対策の普及・啓発を行ってまいります。

（2）食育の推進

■保育所での取組

【担当課：子育て支援課】

健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、クッキング保育・食に関する話・セレクト給食などの取組を年齢に応じて行い、園児の食への興味・関心を高めます。また、保護者が食への理解を深められるよう、食育講習会・食事相談や、レシピ集・食育リーフレット・食べ物だよりなどの配布を通じてはたらきかけます。

現況（平成 30 年度実績）	最終年度（令和 6 年度）目標
クッキング保育：201 回 食に関する話：335 回 セレクト給食：184 回 食育講習会：21 回 食事相談：197 回 レシピ集：2,500 部発行 リーフレット：6,000 部発行 食べ物だより：12 回配布 栄養だより：7 回配布	引き続き、食に関する多様な事業を実施し、園児・保護者の食への興味・関心を高め、子どもの健やかな育ちを支援できるよう食育を推進してまいります。

■保健所・保健センターでの取組

【担当課：健康推進課】

親子で楽しく参加できるクッキング教室の開催により、体験を通じた食育の推進を図ります。また、幼い頃からの健全な食生活の確立が将来の健康づくりにつながることから、生活の基盤をなす家庭における「家族との共食」を柱とする子どもへの食育を推進します。

現況（平成 30 年度実績）	最終年度（令和 6 年度）目標
小児肥満予防教室：6 回、延べ 164 人 親子食育教室：1 回、19 人 幼児食育教室：2 回、39 人 キッズクッキング：1 回、37 人 チラシ「共食っていいね！～家族そろっていただきます～」発行：2,000 部	引き続き、幼少のころから食に関する正しい知識を高め、健康的な食生活を実践できるよう、子どもへの食育を推進してまいります。

3. 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援

(1) 子ども子育て応援ネットワーク

【担当課：健康推進課・子ども家庭支援センター】

保健所・保健センターと子ども家庭支援センター（児童館）において、支援が必要な妊産婦・乳幼児について情報を共有し、支援方針について協議していきます。妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を強化し、産後うつや育児不安の解消、児童虐待予防など、母子保健分野と子育て支援分野の両面から子育て家庭を支えています。

現況（平成 30 年度実績）	最終年度（令和 6 年度）目標
令和元年度新規事業	引き続き、保健所・保健センターと子ども家庭支援センター（児童館）で連携し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。

基本施策 2-2 多様な子育て支援サービスの提供

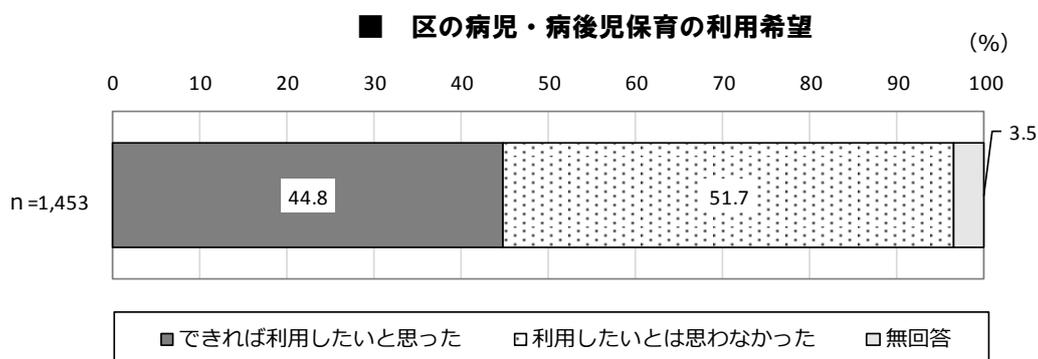
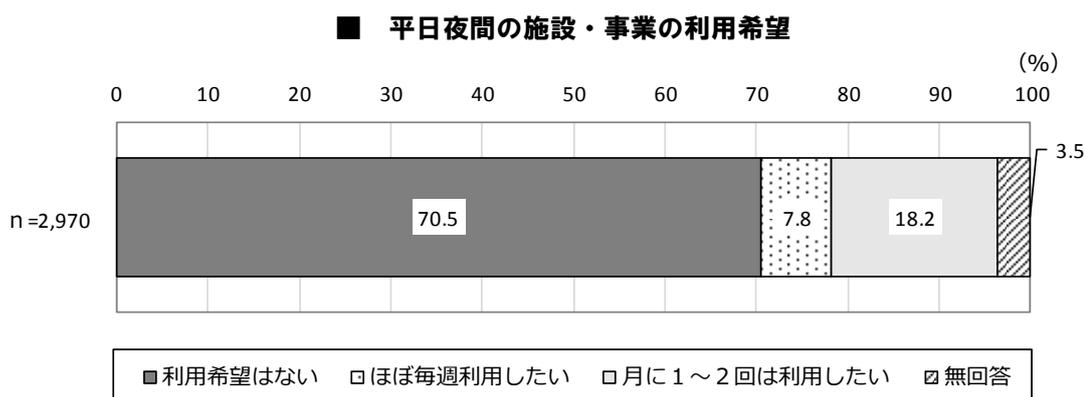
【現況と課題】

核家族化の進行や地域コミュニティの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から、日々の子育てへのアドバイスや支援、協力を得ることが難しくなっています。0歳児においては、育児休業中も含めて在宅で保育している家庭も多いことから、家庭での子育てが孤立しないように支援していく必要があります。

中央区では、身近な地域で子育てについての相談、情報提供を行うとともに、子育て中の親子の仲間づくりなどを支援する子育て交流サロン「あかちゃん天国」を区内7カ所で展開しています。

また、保護者の就労の状況にかかわらず、すべての子育てをする家庭が利用できる一時預かり保育や病児・病後児保育といった子育て支援サービスの提供やファミリー・サポート・センター事業による地域における子育ての相互援助活動の推進、子育てに関するさまざまな悩みを相談できる体制づくりが必要です。

さらに、休日や年末年始、夜間の就業など、保護者の就労形態が多様化していることから、延長保育やトワイライトステイ（夜間保育）など多様な保育サービスが求められています。今後もニーズに合った子育て支援サービスを提供していく必要があります。



【取組の方向性】

- すべての家庭が利用できる多様な子育て支援サービスを提供していきます。
- 保護者の多様な就労形態に対応した、時間外保育や幼稚園預かり保育、トワイライトステイなどを提供していきます。
- 育児の孤立化による育児負担感や不安感を解消するため、身近な地域で気軽に利用できる子育て交流サロン「あかちゃん天国」や「乳幼児クラブ」といった事業を実施し、交流の場を提供していきます。

【主な事業】

1. 子育て支援サービスの提供

(1) 利用者支援事業

【担当課：子育て支援課・子ども家庭支援センター・健康推進課】

子どもやその保護者、妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供・相談を行うとともに、関係機関との連絡調整等を図ります。

また、保健所・保健センターでは母子保健コーディネーターを配置し、妊娠期から子育て期にわたる様々な相談支援を行っています。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
<p><保育所申込等に関する相談体制> 区役所：1カ所 その他（出張相談） ：特別出張所・保健所・保健センター・ 子ども家庭支援センター</p> <p>認可保育所入所申込受付：2,686件 保育園入園出張相談での相談：857件</p>	<p>引き続き、保育園長経験者等を窓口配置するほか、出張相談を実施し、保育所の申込みや利用に関する相談に応じるとともに、多様な相談に応えられるよう、情報収集や各部署との連携を図っていきます。</p>
<p>地域子育て支援拠点事業（子育て交流サロン「あかちゃん天国」）での相談：1,498件</p>	<p><地域子育て支援拠点事業（子育て交流サロン「あかちゃん天国」）> 実施箇所：7カ所</p>
<p>「妊娠・出産に関する相談窓口」での相談：4,359件 （再掲）妊婦相談：1,677件</p>	<p>引き続き、母子保健コーディネーターを活用した相談支援を行い、妊娠期から子育て期にわたる様々な不安や悩みの解消を図っていきます。</p>

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

【担当課：子育て支援課】

認可保育所や認定こども園等の定期的な保育事業において、通常保育後の時間に、延長して保育を行います。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
延長保育利用定員：870人 区立スポット固定枠定員：48人 月極延長保育実利用者：360人 認証保育所19時以降契約者：48人	延長保育利用定員：人 区立スポット固定枠定員：人 認証保育所枠：51人 ＜量の見込みと確保方策＞

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【担当課：子ども家庭支援センター】

保護者が疾病等により子どもの養育が困難になった場合の保育ニーズに応えるため、宿泊により短期間子どもを預かります。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
＜定員数＞ 養護施設：1人 乳児院：1人 協力家庭：4人 ＜延べ利用宿泊日数＞ 総日数：65日 （内訳）養護施設：22日 乳児院：43日 協力家庭：0日	＜定員数＞ 養護施設：人 乳児院：人 協力家庭：人 ＜年間利用定員延べ人日（受入最大枠）＞ 人日 ＜量の見込みと確保方策＞

(4) 幼稚園預かり保育

【担当課：学務課】

幼稚園教育時間の終了後、引き続き保育を希望する保護者のニーズに応えるため、区立幼稚園3園において預かり保育を実施します。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
実施園数：3園 利用定員：90人 年間利用件数：12,718件 ※利用定員、利用件数ともに登録利用と一時利用の合計	実施園数：園 利用定員：人 年間受入人数：人 ＜量の見込みと確保方策＞

(5) 一時預かり保育、トワイライトステイ、ファミリー・サポート・センター事業

【担当課：子ども家庭支援センター】

■一時預かり保育

保護者の育児疲れや冠婚葬祭等の理由により、家庭での保育が一時的に困難となった場合の保育ニーズに応えるため、日中、保育所その他の場所において一時的に子どもを預かります。

現況（平成 30 年度実績）	最終年度（令和 6 年度）目標
<一時保育（5 施設）> 延べ利用人数：20,159 人 <認証保育所枠> 延べ利用人数：94 人	<一時預かり（ 施設）> 延べ利用人数（受入最大枠）：人 <認証保育所枠> 延べ利用人数：人 <量の見込みと確保方策>

■トワイライトステイ

保護者が就労等により帰宅が夜間になる場合の保育ニーズに応えるため、一時的に子どもを預かります。

現況（平成 30 年度実績）	最終年度（令和 6 年度）目標
<トワイライトステイ（2 施設）> 延べ利用人数：995 人 （内訳） 幼児室（延べ利用人数）：837 人 児童室（延べ利用人数）：158 人	<トワイライトステイ（2 施設）> 延べ利用人数（受入最大枠）：人 <量の見込みと確保方策>

■ファミリー・サポート・センター事業

依頼会員と提供会員による会員組織を設置し、保育所への送迎や一時的な保育など地域において会員同士が子育てを相互に援助する事業です。生後 57 日目から小学校 6 年生以下の子どもを対象に実施しています。

現況（平成 30 年度実績）	最終年度（令和 6 年度）目標
提供会員数：264 人 両方会員数：183 人 活動件数：5,399 件 ※活動件数は就学前・就学後児童の合算	引き続き、地域における育児の相互援助活動を推進し、子育て家庭の多様なニーズへの対応を図ります。

(6) 地域子育て支援拠点事業（あかちゃん天国）

【担当課：子ども家庭支援センター】

子育て中の親子や妊娠している方が気軽に集い、子育ての不安や悩みを解消できるようにするため、地域の身近な場所で交流や仲間づくり、育児相談等を行う事業です。子ども家庭支援センターおよび区立児童館で実施します。

現況（平成 30 年度実績）	最終年度（令和 6 年度）目標
拠点数：7 カ所 延べ利用人数実績：181,081 人	拠点数：7 カ所 延べ利用人数見込：人 ＜量の見込みと確保方策＞

■親子講座（子育て講座、絵本の読み聞かせ等）の開催

あかちゃん天国では、親子で参加する子育て講座や絵本の読み聞かせ等の行事を開催しています。

現況（平成 30 年度実績）	最終年度（令和 6 年度）目標
子育て講座実施回数：69 回 絵本の読み聞かせ等行事回数：284 回	引き続き、身近な地域の親子の交流の場として、子育て講座や絵本の読み聞かせ等の行事を開催して、子育て家庭の支援に取り組みます。

（7）病児・病後児保育

【担当課：子ども家庭支援センター】

入院加療の必要のない病中または病気回復期の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に、医療機関や保育所等に付設された専用スペース等において、保育士等が一時的に保育する事業です。

現況（平成 30 年度実績）	最終年度（令和 6 年度）目標
＜病児・病後児保育（4 施設）＞ 延べ利用人数：2,371 人	＜病児・病後児保育（3 施設）＞ 延べ利用人数見込：人 ＜量の見込みと確保方策＞

（8）育児支援ヘルパー等派遣事業

【担当課：子ども家庭支援センター】

■育児支援ヘルパー

妊娠中または出産後 6 カ月に達するまでの育児や家事支援を必要としている家庭に、区と契約した事業者から育児支援ヘルパーを派遣し、保護者の子育ての負担を軽減します。

現況（平成 30 年度実績）	最終年度（令和 6 年度）目標
育児ヘルパー利用人数：133 人 利用日数：706 日	引き続き育児ヘルパーの派遣により、保護者の負担を軽減し、家庭における安定した子育てを支援していきます。

■緊急一時保育援助事業

保護者の入院等の理由により、家庭での保育が一時的に困難になった場合に、区と契約した事業者から保育員（ベビーシッター）を派遣します。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
緊急一時保育利用人数：2人 利用日数：3日	引き続き緊急時の育児支援を実施していきます。

（9）子どもと子育てに関する相談事業

■子どもと子育て家庭の総合相談

【担当課：子ども家庭支援センター】

「子ども家庭支援センター「きらら中央」」において、保健・心理・福祉などの相談員による「子どもと子育て家庭の総合相談」を実施し、個別に適切な支援を行います。また、悩みや問題をより身近なところで相談できるように、地域の児童館への巡回相談を実施しています。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
<新規相談件数> 虐待など養護相談：274件 育児など育成相談：138件 その他：33件 合計：445件 <児童館巡回相談> 児童館：8カ所 巡回相談延べ：104回 相談件数：234件	子どもと子育て家庭を支援し、子どもたちが健やかに成長できるようサポートする体制を引き続き充実させていきます。

■教育相談・子ども電話相談

【担当課：指導室】

「教育センター」において、専任教育相談員（臨床心理士）による、しつけや不登校等の教育全般に関する相談を実施します。

このほか、小学校、幼稚園等へ専任教育相談員を派遣し、教育全般に関する相談を行います。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
<来所相談> ケース件数：310件 延べ件数：2,744件 <電話相談> 相談件数：73件	引き続き教育相談・子ども電話相談を実施します。

(10) 乳幼児クラブ（児童館）

【担当課：子ども家庭支援センター】

児童館において、0歳児から2歳児までの子どもを持つ親子を対象に、さまざまな遊びや季節感を取り入れた行事を通して、親子の絆や地域の親同士・子ども同士の交流を深め、子育てを支援する「乳幼児クラブ」を実施しています。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
乳幼児クラブ登録者数：1,950人 延べ出席者数：45,871人	引き続き行事や遊びを通じて地域の親子の交流を図り、子育てを支援していきます。

基本施策 2-3 特別な支援を要する子どもへの支援

【現況と課題】

<育ちに支援が必要な子どもへの支援>

発達障害を含め育ちに支援が必要とする子どもとその家族に対して一貫した総合的な支援を行う拠点として、平成 30 年 4 月に「子ども発達支援センター ゆりのき」を開設しました。今後も、子ども発達支援センターが中心となり、福祉・保健・医療・教育等関係機関が連携して、育ちの支援を必要とする子どもの早期発見・早期支援に繋げていきます。また、就学前、学齢期から就労までライフステージに応じた一貫とした支援を行う見守り体制を整備する必要があります。

<児童虐待防止対策>

近年、地域コミュニティの基礎である近隣関係の希薄化が進み、保護者の孤立化が進んでいるとともに、虐待などの家庭の問題が表面化しにくくなっています。

中央区では、子ども家庭支援センターを中心に、虐待のおそれやリスクを抱えている家庭の相談・支援など、児童虐待防止に取り組んでいます。また、児童虐待の早期発見や要保護児童等に対する支援として、子ども家庭支援センターを調整機関とする「中央区要保護児童対策地域協議会」を設置しています。

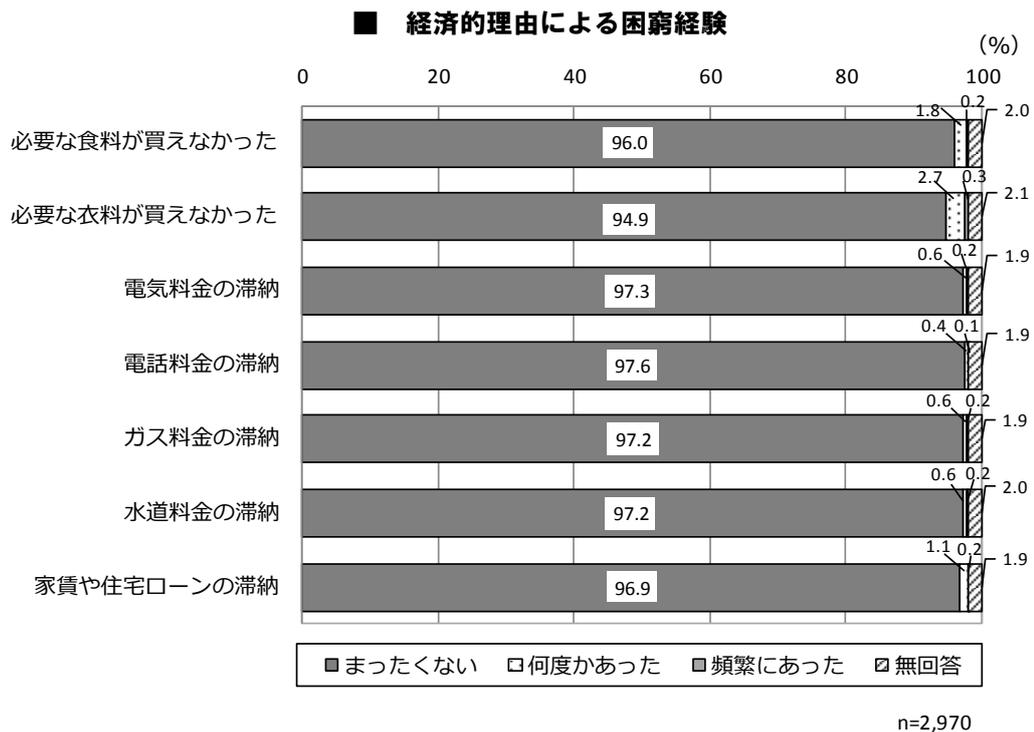
引き続き、子ども家庭支援センターと関係機関の連携を深め、ネットワーク強化を図るとともに、相談窓口の周知や啓発活動を積極的に実施し、児童虐待防止に向けた地域社会の意識づくりが必要です。

<子育て世帯への経済的支援>

子どもを産み育てたいと思う男女が理想とする子どもの数と、実際の子どもの数には差がある場合が多く、その一因が教育や医療にかかる費用などの経済的な負担感にあるといわれています。

ニーズ調査からは、経済的理由による困窮経験のある方は、少ないながらも見られます。

今後も、子育て世帯における経済的負担を軽減し、安心して子育てができるよう、支援を実施していくことが求められています。



資料：平成 30 年中央区子育て支援に関するニーズ調査結果（就学前児童対象調査より）

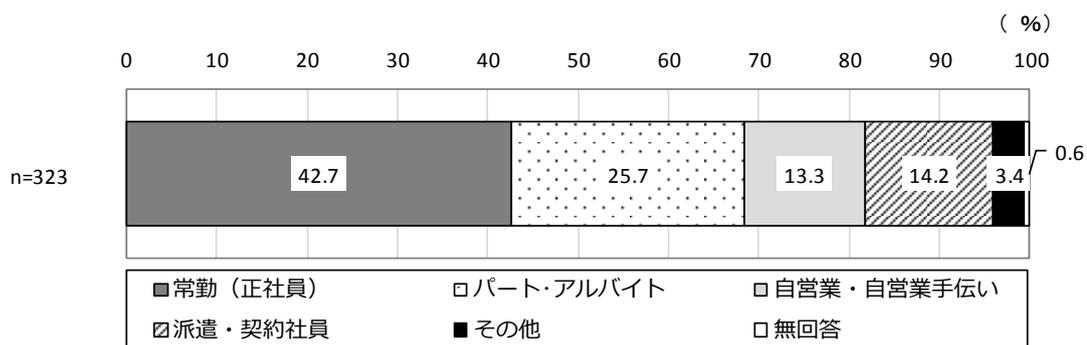
<ひとり親家庭の自立支援の推進>

ひとり親家庭では、悩みを相談する相手が身近にいない、ひとりで生計を担うことへの不安が大きい、病気時に看護する人がいないなど、日常生活においてさまざまな悩みを抱えています。平成 30 年度の「中央区ひとり親家庭実態調査」では、保護者の雇用形態としてパート・アルバイトなどの非正規雇用の割合が約 4 割となっており、また、将来の不安についても、「子どもの教育費や将来のこと」が 7 割以上で最も多く、次いで「生活費が足りなくなること」と費用に関するものが多く、安定した生活を送るための支援をする必要があります。

これまでの経済的な自立に向けた支援や、悩みを相談しやすい体制、リフレッシュのための支援等、きめ細かなサービスの充実を今後も図る必要があります。

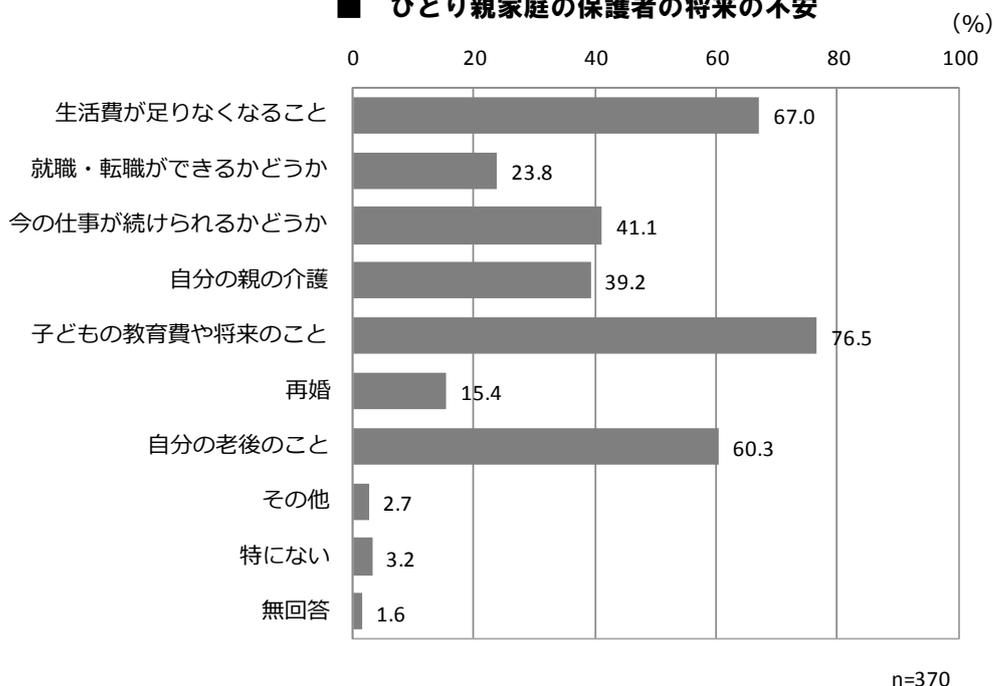
また、平成 26 年 10 月に「母子及び寡婦福祉法」が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改正されたことに伴い、父子家庭に対しても拡充して支援を行ってまいります。

■ ひとり親家庭の保護者の現在の雇用形態



資料：平成 30 年中央区ひとり親家庭実態調査結果より

■ ひとり親家庭の保護者の将来の不安



資料：平成 30 年中央区ひとり親家庭実態調査結果より

【取組の方向性】

- 特別な支援を必要とする児童・生徒が、一人ひとりの個性や能力を最大限に伸ばし、社会において自立・参加できるよう、福祉、保健、医療、教育等の関係機関が連携した支援を行っていきます。
- 児童虐待の防止に向け、虐待の「発生予防」から「早期発見・早期対応」、さらには虐待を受けた子どもの「保護・自立支援」に至るまでの切れ目のない総合的な支援体制を推進していきます。
- 安心して子育てができるよう、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。
- ひとり親家庭が精神的・経済的に自立した生活を営めるよう、きめ細やかなサービスの提供を行っていきます。

【主な事業】

1. 育ちに支援が必要な子どもへの支援

(1) こどもの発達相談

【担当課：子ども発達支援センター】

0歳から高校生まで（新規相談は、原則として就学前まで）の子どもの発達に関するさまざまな相談を受け、必要な検査・評価を行い、子どもの発達状況に応じて、心理面接、個別療育（理学療法、作業療法、言語療法）、集団療育または児童精神科などの専門相談を活用し、適切な支援・療育を行います。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
こどもの発達相談件数：延べ9,034件	引き続きこどもの発達相談を実施し、適切な支援・療育を行います。

(2) 育ちのサポートシステム

【担当課：子ども発達支援センター】

「育ちに支援を必要とする子ども」に対して、必要な支援につなげ適切な療育を行うとともに、ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援を行うため、子ども発達支援センターを中心とした支援体制の確立、「育ちのサポートカルテ」の運用、早期発見・早期支援の充実、発達障害に対する理解の促進に取り組んでいきます。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
<ul style="list-style-type: none">・コーディネーター業務：延べ591件・育ちのサポートカルテ運用件数：52件・ゆりのき連携発達相談：相談24件 紹介21件・保育園巡回相談：延べ732人・発達障害支援講演会：1回、52人	引き続き育ちのサポートシステムを推進し、「育ちに支援を必要とする子ども」に対し、切れ目のない一貫した支援を行います。

(3) 障害児支援事業

【担当課：障害者福祉課・子ども発達支援センター】

子ども発達支援センターを地域の中核施設とし、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などの障害児通所支援の充実を図りながら、質の高い専門的な支援を行います。また、重症心身障害児や医療的ケア児が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、関係機関が連携した地域支援体制を構築するため、協議の場の設置や医療的ケア児コーディネーターの配置に取り組むとともに支援事業の充実を図ります。

現況（平成 30 年度実績）	最終年度（令和 6 年度）目標
<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童発達支援：延べ 1,307 件 ・ 放課後等デイサービス：延べ 2,200 件 ・ 保育所等訪問支援：延べ 45 回 ・ 医療的ケア児等支援連携部会：2 回開催 ・ 医療的ケア児コーディネーターの配置 	引き続き子ども発達支援センターを中核に、障害児支援事業を実施します。

（４）特別支援教育の充実

【担当課：指導室】

障害のある子どもたちが自立し、社会参加するために必要な力を培い、一人一人の可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善・克服するための適切な指導と必要な支援を行う教育環境づくりを進めます。

また、個々の能力を伸長できるよう「中央区育ちのサポートカルテ」を活用して、当該児童生徒の育ちの特性の理解や、福祉・医療・保健等の関係機関との緊密な連携のもと、就学相談をはじめ、就学前の幼児期から義務教育 9 年間まで切れ目のない支援を推進していきます。

現況（平成 30 年度実績）	最終年度（令和 6 年度）目標
就学相談件数 118 件	

2. 児童虐待防止対策

（１）養育支援訪問事業

【担当課：子ども家庭支援センター】

虐待の未然防止に向けた取組として、特に母子保健サービス（母親学級や新生児訪問事業、乳幼児健診等）を実施する保健所・保健センター等と連携し、特定妊婦や子育てに強い不安を抱える家庭、虐待のおそれやリスクを抱えて特に支援が必要な家庭に対して訪問により指導や助言を行う「養育支援訪問事業」を実施します。

（２）要保護児童対策地域協議会

【担当課：子ども家庭支援センター】

子ども家庭支援センターや保健所、学校、警察など区内関係機関、東京都児童相談センター、民生・児童委員協議会等を構成員とし、代表者会議や実務者会議、個別ケース検討会議、関係者向け講演会を開催するほか、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るために啓発活動（キャンペーン）を行います。

現況（平成 30 年度実績）	最終年度（令和 6 年度）目標
代表者会議：1 回 実務者会議：4 回 個別ケース会議：21 回 ホンコンキャンペーン：11 月に日本橋地区・京橋地区・月島地区で実施。	要保護児童対策地域協議会の中で、民生・児童委員や担当地域の主任児童委員の方々など関係機関との連携をより一層強化するとともに、体罰や暴言を使わない子育てについて保護者の理解を深めていきます。

（3）児童虐待情報専用電話「子どもほっとライン」

【担当課：子ども家庭支援センター】

子ども家庭支援センターに児童虐待情報専用電話（子どもほっとライン）を設置し、要保護児童の早期発見等、児童虐待についての情報を集約します。

現況（平成 30 年度実績）	最終年度（令和 6 年度）目標
被虐待（心理）：4 件 被虐待（物理）：0 件 虐待非該当・特定不可：4 件 計 8 件	引き続き、児童虐待防止の広報・啓発活動から「子どもほっとライン」の周知を図っていきます。

3. 経済的支援の充実

（1）実費徴収に係る補足給付を行う事業

【担当課：子育て支援課・学務課】

保育所・幼稚園に通う子どもの保護者が支払う日用品・文房具・教材費・行事への参加費用などの一部を補助することで、保護者の経済的な負担軽減を図ります。

現況（平成 30 年度実績）	最終年度（令和 6 年度）目標
1号認定：幼稚園、認定こども園（短時間） <div style="text-align: right;">34 人</div>	引き続き、保護者の経済的な負担軽減を図っていきます。
2号認定：3～5歳児保育園、 認定こども園（長時間） <div style="text-align: right;">65 人</div>	
3号認定：0～2歳保育園 認定こども園（長時間） <div style="text-align: right;">8 人</div>	

(2) 子どもの学習支援

【担当課：生活支援課・子育て支援課】

生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子ども（小学4年生～6年生）を対象に、子どもの学力を下支えし、学校や家庭以外の大人と関わることで、ソーシャルスキルや自己肯定感の向上を目指すため、大学生等の学習ボランティアによる個別指導学習形式の無料学習会を開催しています。

また、中学1年生～3年生のひとり親等の子どもを対象として学習会を行い、子どもの学習習慣の定着や、ひとり親家庭特有の悩みに対する精神的なケアを図っています。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
学習会 年30回開催 参加延べ人数555人 ひとり親家庭向け学習会 年60回開催（30回×2会場） 参加延べ人数628人	<学習会>引き続き学習会を開催し、学習習慣を身に付け、ソーシャルスキルや自己肯定感の向上を目指していきます。 <ひとり親家庭向け学習会>毎年の事業を通じてニーズを吸い上げ、引き続き事業の充実を図っていきます。

(3) 就学援助

【担当課：学務課】

経済的な理由によって就学困難と認められる、就学予定者又は児童生徒に対し、義務教育の円滑な実施に役立てるための就学奨励対策として、教育扶助費の支給のほか、就学援助費の支給を行います。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
要・準要保護認定者数 小学校 630人 中学校 315人	引き続き義務教育の円滑な実施のため、援助を行います。

4. ひとり親家庭の自立支援

(1) ひとり親家庭の支援

【担当課：子育て支援課】

ひとり親家庭が精神的・経済的に自立した生活を営めるよう、自立を目指すすべてのひとり親に対してハローワークなど関係機関との連携を図り、就労につながる各種行政サービス等を総合的に案内できる体制を整備するほか、就労と経済的自立のため「自立支援教育訓練給付金」および「高等職業訓練促進給付金」による主体的な能力開発や資格取得への支援を引き続き行っていきます。

また、就職活動や急病等のため一時的に家事等の日常生活に支障が生じている場合に、ホームヘルパーを派遣する「ひとり親家庭ホームヘルプサービス」や、母子・父子自立支援員による相談や指導・助言を行うほか、親子で楽しめる親子観劇会の開催やレクリエーション施設の優待など、さまざまなニーズに対応し、ひとり親家庭の自立を促進する支援を実施していきます。

■ひとり親家庭相談・女性相談

ひとり親家庭の自立に必要な相談や指導・助言を行います。女性相談では、保護を要する女性の発見に努め、各種の相談・指導や一時保護を行うなど、女性の保護更生を図っています。

現況（平成 30 年度実績）	最終年度（令和 6 年度）目標
ひとり親家庭相談：467 件 女性相談：105 件	引き続き相談を実施します。

基本施策3-1 地域・社会全体で子育てを推進

【現況と課題】

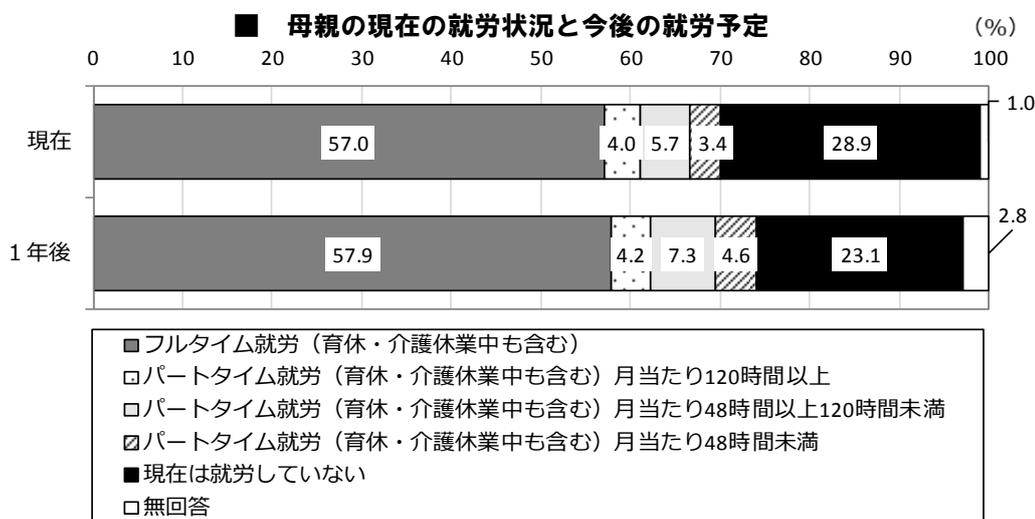
子育てと仕事の両立、いわゆるワーク・ライフ・バランスを推進することで、子育てをしやすいまちづくりを進めることが求められています。特に、中央区においては、ニーズ調査からも、今後ますます子育て世代の母親の就業率が高くなっていく傾向がみられ、共働き世帯に対する支援を強化し、ワーク・ライフ・バランスの推進をめざすことが重要です。

育児・介護休業法では、男女の出産・子育てがしやすい労働環境づくりが進められていますが、ニーズ調査でも、母親で育児休業を「取得した」と回答した人は60.6%だったのに対し、父親はわずか8.6%となっており、平成25年調査に比べ増加はしているものの、男性の育児休業の取得状況については、女性ほどに進んでいないのが現状です。企業や地域、社会全体の取組としてワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、男性の育児参加に向けた取組を進めることが重要です。

また、近年、核家族化により、家庭の中で子育ての知識を得る機会が少なくなり、育児の不安やストレスを抱え、地域との関係が希薄なことから孤立している親が増加しているといわれています。加えて、共働き家庭の増加など親が子どもの教育に十分な時間を持ってない状況から、十分な家庭教育の環境を整えるのが難しいという課題があります。

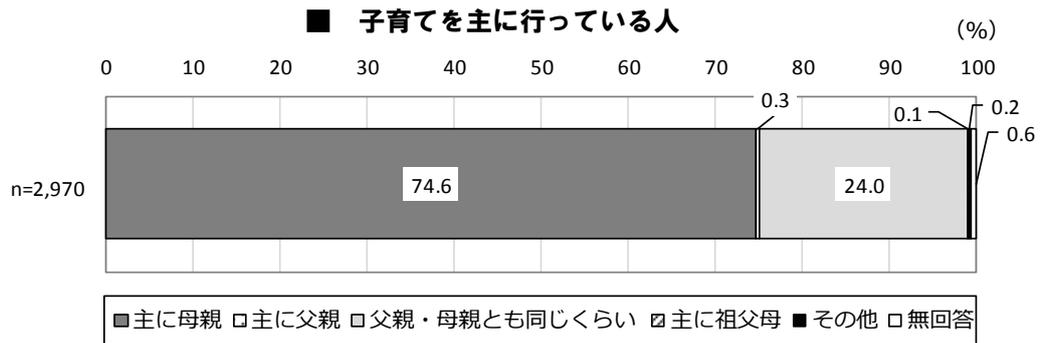
そのため、すべての親が安心して家庭での子育てや教育を行えるよう、親自身の意識啓発や、学びの場を設けることが必要です。保護者の育児の不安や孤立化が進まないようするためにも、地域の人々との交流やつながりを持ち、充実した生活を過ごせるよう支援していく必要があります。

さらに、昨今、子どもが巻き込まれる事故や事件も多発していることから、地域全体で子どもたちを見守り、安全で安心できる子育て環境づくりが求められています。

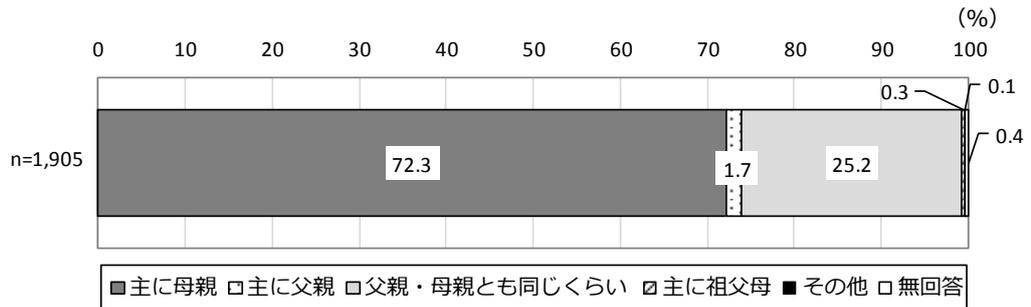


n=2,942

資料：平成30年中央区子育て支援に関するニーズ調査結果（就学前児童対象調査より）



資料：平成30年中央区子育て支援に関するニーズ調査結果（就学前児童対象調査より）



資料：平成30年中央区子育て支援に関するニーズ調査結果（小学生児童対象調査より）

【取組の方向性】

- ワーク・ライフ・バランスについて企業の理解を深め、企業に実践してもらうことが必要であるため、関心を持ってもらえるような意識啓発や講座の開催など事業内容の充実を図ります。
- 男性の育児への参加を促進し、男女が共同して子育てができる支援を推進します。
- 育児の孤立化による育児負担感や不安感の解消につながるよう、地域の人々とのつながりを深める交流事業を推進します。
- 親のみならず子どもも地域のさまざまな人たちと関わる機会を提供することにより、地域全体で子育てを推進する機運の醸成を図ります。
- 子どもの事故を未然に防ぎ、危険を回避するため、交通安全の推進や地域における見守り体制を充実させ、子育てしやすい安全・安心なまちづくりを推進します。

【主な事業】

1. ワーク・ライフ・バランスの推進

(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

【担当課：総務課】

親子で過ごす時間は、子どもの成長に大切であるとともに、親にとっても喜びであることから、子どもとともに過ごす時間を増やせるような働き方や子育てに向き合う時間を作り出せるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進していく必要があります。

引き続き、講演会等の開催、パンフレットの発行、企業に対するコンサルタント派遣や推進企業の認定などにより、区内企業のワーク・ライフ・バランス推進の取組を支援するとともに、事業主やそこで働く人たち、地域住民等に対してワーク・ライフ・バランスについて普及啓発を図っていきます。

また、男性向けの家事・育児についての講座や子育て世帯の方の社会参加の場の提供等を拡充し、男女共同参画の視点から子育て世帯を支援していきます。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
ワーク・ライフ・バランス推進事業 新規認定企業数：3社 アドバイザー派遣企業数：2社 セミナー開催回数：年2回 中央区イクメン講座 参加者数：17人（託児件数14件） 開催回数：年3回	引き続き区内企業のワーク・ライフ・バランス推進に向けた取組を支援するとともに、男性の家事・育児への参画を促進するための学びの場を提供します。

(2) 育児中の保護者社会参加応援事業

【担当課：総務課】

育児に多くの時間を費やしている保護者に対し、女性センター「ブーケ21」において、育児から離れて自分自身を見つめ、社会参加の機会と自己啓発につながる学習・交流の場を提供します。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
参加者数：54人（託児件数60件） 開催回数：年6回（奇数月第3水曜日）	引き続き育児中の保護者の社会参加の機会の提供を実施します。

2. 地域における子育て支援

(1) 保育所での地域交流事業

【担当課：子育て支援課】

保育所の施設等を利用し、身近な地域の方々や、他の保育所・幼稚園・小学校の子どもたちとの交流の場を設けることで、子どもの成長・発達を促す環境づくりを進めています。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
区立保育所：延べ 97 回実施 私立保育所：延べ 241 回実施 ・ 地域のおとしよりとの交流 ・ 福祉センターとの交流 ・ 幼稚園との交流 ・ 小学校との交流給食など	引き続き、外部のさまざまな相手との関わりを持てるよう、地域における交流を推進していきます。

(2) 地域家庭教育推進協議会

【担当課：文化・生涯学習課】

区と学校関係者、PTA、青少年委員、民生・児童委員等地域の家庭教育関係者で構成する「中央区地域家庭教育推進協議会」の主催で、講座や学習会等を開催し、保護者や区民に家庭教育のあり方を考える機会を提供します。また、幼稚園・小・中学校やPTA、地域で子育て支援活動をしている民間団体との共催で、家庭教育に関する学習会等を開催し、地域全体で家庭教育を支援します。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
<協議会> 委員：14人 会議：6回 <家庭教育学習会（総計）> 実施状況：68講座、71回 参加者数：3,046人 <報告・交流会> 実施状況：1回 参加者数：41人	引き続き地域全体で家庭教育を支援していくため、家庭教育学習会の充実に努めます。特に、父親の家庭教育参加や親力の向上、子育て不安の軽減等、重点課題をとらえた企画を推進します。

■家庭教育学習会（協議会主催）

乳幼児期・思春期における家庭教育の課題、発達障害について学ぶ講座（子育てキャンパス）や、木工、釣り、合唱など親子で学べる講座を実施します。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
<家庭教育学習会（子育てキャンパス）> 実施状況：5講座、6回 参加者数：62人 <家庭教育学習会（その他協議会主催講座）> 実施状況：5講座、7回 参加者数：200人	（地域家庭教育推進協議会と同じ）

■家庭教育学習会（入園・入学準備期等）（幼稚園・小・中学校との共催）

入園・入学説明会や授業参観日などの機会をとらえて、しつけや規範意識等の重要性を啓発する家庭教育学習会を、幼稚園・小・中学校と連携して開催します。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
<家庭教育学習会（入園・入学準備期等）> 実施状況：3講座、3回 参加者数：401人	（地域家庭教育推進協議会と同じ）

■家庭教育学習会（団体との共催）

乳幼児期、学童期、思春期、発達障害など発達段階に応じたさまざまな課題別の子育て講座を、幼稚園・小・中学校PTAや地域で子育て支援をしている団体と共催して開催します。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
<家庭教育学習会（団体との共催）> 実施状況：54講座、54回 参加者数：2,322人	（地域家庭教育推進協議会と同じ）

■家庭教育講演会（中央区PTA連合会との共催）

中央区PTA連合会と共催し、子育てに関心のある方に広く呼びかけ、講演会を開催します。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
<家庭教育講演会> 実施状況：1回 参加者数：61人	（地域家庭教育推進協議会と同じ）

■家庭教育学習会「おやじの出番！」（父親の子育て参加促進事業）

家庭教育学習会の中で、特に父親の家庭教育参加促進事業として、親子で学ぶとともに、父親同士の交流を深める「おやじの出番！」を、協議会の企画および地域の団体との共催により、開催します。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
<家庭教育学習会（「おやじの出番！」）> 実施状況：8講座、9回 参加者数：317人 （実績は内数）	（地域家庭教育推進協議会と同じ）

■報告・交流会

家庭教育学習会を共催で実施した団体や区民に呼びかけて、今後の家庭教育の充実が図れるよう、報告・交流会を実施します。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
<報告・交流会> 実施状況：1回 参加者数：41人	（地域家庭教育推進協議会と同じ）

（3）子育て支援講座

【担当課：子ども家庭支援センター】

子育て中の親の親力向上と親同士の仲間づくりの機会になる講座の開催により、地域の子育てを支援します。

特に、「子どもに伝わるほめ方・しかり方」など、子育て中の保護者がすぐに実践できる講座を開催します。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
<子育て支援講座> 開催回数：13回 参加者数：135人	引き続き親力向上と地域組織力向上を目的とした講座を実施します。

3. 子どもを守る安全なまちづくり

(1) 通学路等の安全確保

【担当課：学務課・環境政策課】

防犯ブザー等のグッズ配布やメール配信を行っているほか、PTAや地域、警察等と連携しながら、登下校時の通学路等における児童・生徒・園児の安全確保に努めています。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
<ul style="list-style-type: none">・防犯ブザーの配布：1,424個・こども110番登録件数：732件・子ども安全安心メール登録者数：13,754人・区内幼稚園・保育園の3～5歳児対象に、交通安全教育絵本を配布・区内小学校新入学生全員に、ランドセルカバーを配布・通学路の安全点検実施：8校	引き続き関係機関と連携し、登下校時の通学路等における児童・生徒・園児の安全確保に努めます。

基本施策 3-2 次世代の育成支援

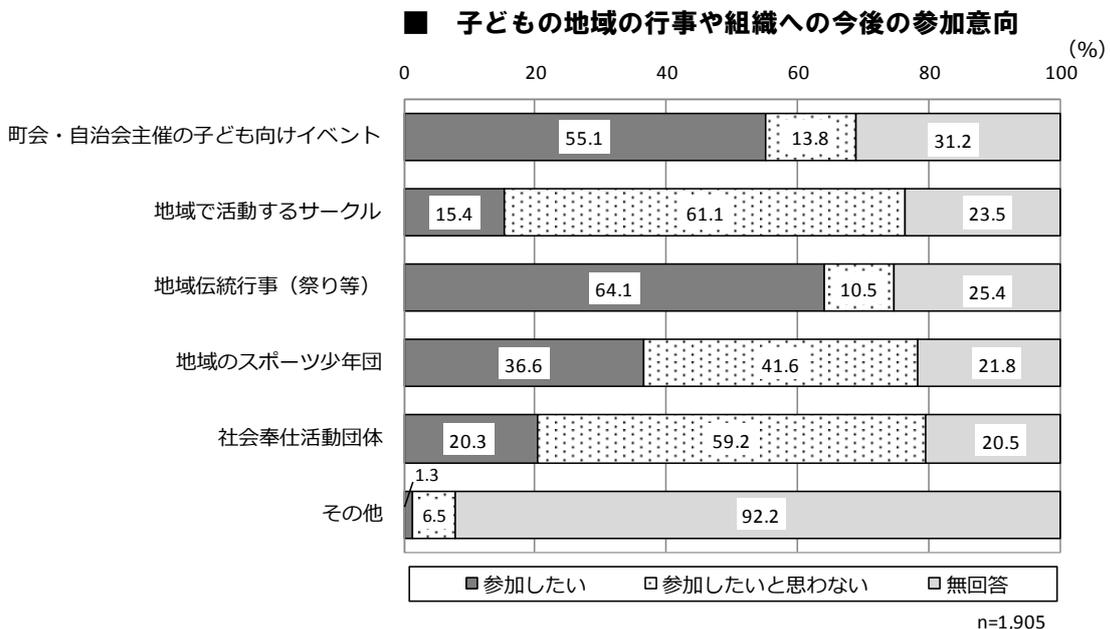
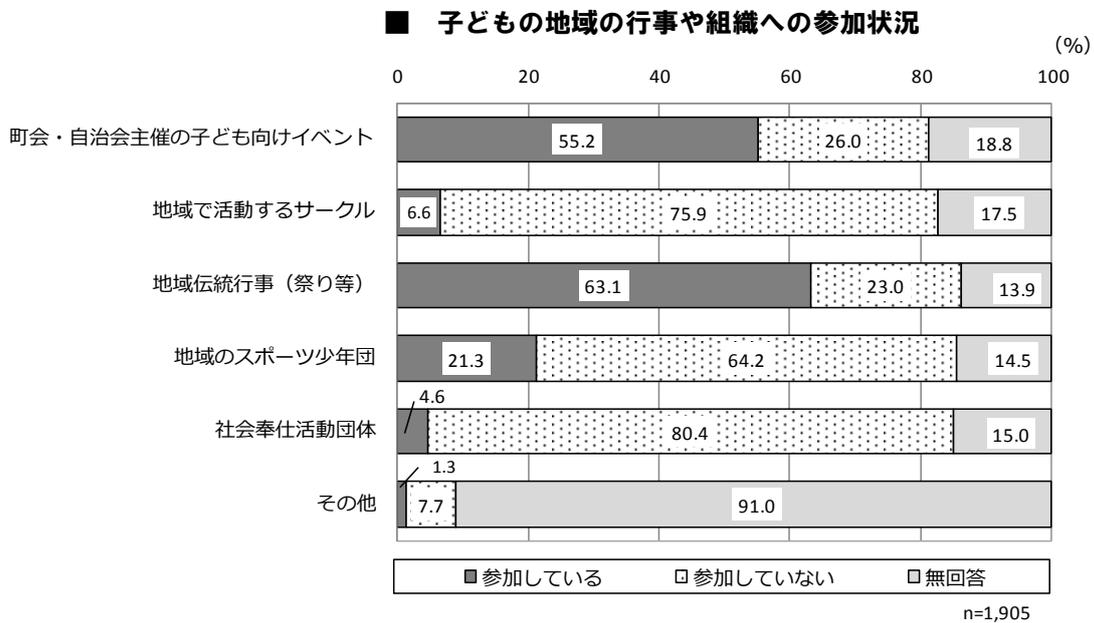
【現況と課題】

少子化、都市化、生活様式や意識の変化などにより、遊びなどを通じた子ども同士の活動、地域の方々や自然・文化等とふれあう機会が少なくなっており、子どもたちは自ら体験することで学び、成長することが難しくなっています。

このような中、中央区では、子どもが健全に成長できるよう、文化や芸術、スポーツ活動などの多様な取組を実施してきました。

ニーズ調査からは、子どもの地域の行事や組織への参加状況は、地域伝統行事や町会・自治会主催の子ども向けイベントが5～6割と高く、今後の参加意向は、すべての行事や組織で、参加状況よりも高くなっています。

今後も引き続き、子どもたちの体験の場を充実させ、豊かな人間性や自立心を育み、児童の健全な育成に努めることが重要です



資料：平成 30 年中央区子育て支援に関するニーズ調査結果（小学生児童対象調査より）

【取組の方向性】

- 子どもや家庭の大切さを知るためのふれあいの機会を広げていきます。
- さまざまな文化・芸術活動、スポーツ活動等を実施し、子どもたちの体験交流の機会を提供します。

【主な事業】

1. 青少年の健全育成

(1) 文化のリレーの実施

【担当課：文化・生涯学習課】

茶道や手話などのさまざまな文化活動を行っている社会教育関係登録団体のボランティア活動により、子どもたちへ文化的・趣味的活動の機会を提供するとともに、世代間の交流を活発にするため、各社会教育会館で講座等を企画し、主に子どもの居場所「プレディ」内を利用して実施しています。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
お茶会、書道、手話ダンス、フラダンス、バルーンアート、マジック教室など 年28回開催（うち4回は公募型） 参加人数：669人 ※3館（築地、日本橋、月島の各社会教育会館）合計	プレディ内にとどまらず、活動場所を拡充します。

(2) 少年リーダー養成研修会

【担当課：文化・生涯学習課】

小・中学生が将来、地域活動に参加して活躍するためのきっかけ作りとして、野外活動、レクリエーション、集団生活等を行う研修会を実施します。

また、少年リーダー養成研修会参加者によるOB会の設置等により、大学生スタッフの少年リーダー養成研修会への派遣や、子どもフェスティバル等の区の事業および地域活動への協力を推進します。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
<少年リーダーの養成> 少年リーダー養成研修会参加者：98人	引き続き少年リーダーを養成していきます。
<青年リーダーの育成> ・少年リーダー養成研修会への派遣 ・区の事業および地域活動への協力	引き続き青年リーダーの育成を図っていきます。

(3) スポーツ少年団

【担当課：スポーツ課】

「スポーツによる青少年の健全育成」の理想を実現するため、「一人でも多くの青少年にスポーツの歓びを!」「スポーツを通じて青少年のからだところを育てる組織を地域社会の中に」との理念のもとに、特定のスポーツ種目に係る活動を行うほか、野外活動や文化・学習活動等にも取り組み、さまざまな交流体験活動を行っています。

現況（平成 30 年度実績）	最終年度（令和 6 年度）目標
種目：野球、剣道、バドミントン、卓球、空手道など 登録団：18 団 登録団員：758 人 指導者：218 人 (H30. 10. 1 現在)	現在の登録団数・団員数を増加させるよう取り組みます。

(4) 少年少女スポーツ教室

【担当課：スポーツ課】

小学生を対象（一部、中学生以上および保護者も対象）にスポーツ教室を開催し、野球やサッカー、水泳などスポーツの基礎的な知識を学び、技術を習得してもらうことで、児童の健康の維持・増進や体力の向上を目指します。

現況（平成 30 年度実績）	最終年度（令和 6 年度）目標
区主催：野球、サッカー、水泳、バレーボール、テニスなど 9 種目 11 教室 621 人参加 体育協会主催：合気道（体験）、トランポリン（体験）など 4 種目 4 教室 171 人参加 ※中学生・保護者含む	引き続き少年少女スポーツ教室を開催していきます。